ハナテンオートオークション規定

第1章　総則

（目的）
第1条
ハナテンオートオークション規定(以下「本規定」という。)は、古物営業法等及び監督諸官庁並びに業界指導団体等の施策と指導の基に、株式会社ハナテン(以下「甲」いう。)が開催するオートオークション(以下「ハナテン AA」という。)の運営基本と甲の所定の手続きを経てハナテン AA への参加を甲に認められた者(以下「会員」という。)の遵守義務を定めたものである。

（定義）
第2条
1 本規定において「出品店」とは、ハナテン AA に車両を出品した会員をいい、「出品車両」とは、出品店により出品された車両をいう。
2 本規定において「成約車両」とは、出品店が出品し落札された車両をいう。
3 本規定において「落札店」とは、出品車両を落札した会員をいい、「落札車両」とは、落札店により落札された車両をいう。
4 本規定において「応札」とは、ハナテン AA に出品された車両に対し、会員が、甲の定める手続きにより行う、希望価格において落札を希望する旨の意思表示をいう。
5 本規定において「セリ」とは、オークションのことをいう。
6 本規定において「流札」とは、セリにおいて落札されなかった場合をいい、「流札車両」とは、そのような車両をいう。
7 本規定において「譲渡書類」とは、落札車両の自動車検査証の名義変更に必要な書類一切のことをいう。
8 本規定において「オークション等取引」とは、ハナテン AA における出品応札等すべての取引行為のことをいう。
9 本規定において「キャンセル」とは、オークション等取引の解除のことをいう。
10 本規定において「ディーラー会員」とは、自動車メーカーまたは、その販売子会社等と特約店契約を結んだ販売業者(新車登録時の保証を継承することが出来る)のことをいう。

（出品及び落札の権利）
第3条
1 会員は、ハナテン AA に車両を出品し、売却することができる。
2 会員は、他の会員がハナテン AA に出品した車両を落札することができる。

（義務）
第4条
オークション等取引は、コンピューターシステムにより処理され、甲はこのシステムに基づき、オークション取引の結果等を判断し、会員はその判断に従う。

（権利の帰属）
第5条
1 甲が会員に対しハナテンAAにおいて提供する車両情報その他のオークション情報(以下「オークション情報」という。)に関する著作権は、甲に帰属する。オークション情報が会員から提供されたものであっても同様とする。
2 会員は、前項のオークション情報をハナテンAAに参加する目的でのみ使用するものとし、これ以外の目的では使用しないものとする。

（消費税）
第6条
消費税の取扱いは、別途定めのない限り次のとおりとする。
① 会員は、甲に対して各種金員を支払うにあたり、第2章第5条に基づく保証金の納付の場合を除き、法律で定められた消費税を附して支払うものとする。
② セリ価格表示盤に表示される車両価格には消費税は含まない。
③ 各種金員を記載した計算書(以下「計算書」という。)には消費税価格を明記する。
④ 福祉車両の消費税の取扱し、について以下のとおりとする。
トヨタウェルキャブシリーズ・ニッサンアンシャンテシリーズ等の福祉目的車両については、身体障害者の使用もしくは、輸送目的に製造された車両であり、厚生労働省が指定する改造内容で装置が正常に作動するものであれば、販売・譲渡・貸渡しに限らず、消費税は非課税とする。但し、中古車の場合、上記目的に製造された車両であっても、甲は、落札した会員より一律消費税を預かり、落札車両を出品した会員へ支払う。なお、落札した会員において、落札したオークション等取引当日を含め15日までに「非課税対象車両」との申告が甲にあれば、落札車両を出品した出品店は消費税を落札した会員に返還するものとする。

（会員情報の取扱い）
第8条
1 甲は、ハナテンAAの運営目的を円滑に達成するため、会員の情報及び会員会社の取締役または従業員等の個人情報(以下「会員情報等」という。)について、業務委託先及び業務提携先等に提供することができるものとし、会員は、これを承諾し、会員会社の取締役及び従業員から予め同意を得て会員情報等を甲に提供するものとする。
2 甲は、前項の場合のほか、個人情報保護法等の法令に基づき第三者に対して会員情報等を開示できる。
3 会員情報等の取扱いについては、本規定に定めるもののほか、甲が別途定める個人情報保護方針に従って取扱うものとする。

（免責）
第9条
甲は、以下の各号のいずれかに該当する事由により会員が被った損害については、その賠償責任を負わないものとする。①乃至③の損害は甲の責めに帰すべき事由による損害も含む。
①ホストコンピュータ、これに付随する全てのハードウェア及びソフトウェアの故障等の原因により発生する損害
②通信機器または通信回線等の機器のトラフ川等による送信データの変化、または消滅による損害

③システムまたは指定機器に起因する事故による損害
④会員の操作ミス等会員の責めの帰すべき事由により発生する損害
⑤ハナテン AA 会場内において甲が保管している会員の所有または使用に係る車両について、
甲の責めに帰すべき事由に基づかない事由により発生した損害
⑥天変地異、落雷、火災、地震、台風、水害、雹害、異常電流その他の不可抗力に起因する損害

(合意管轄)
第 11 条
会員と甲との間に紛争が生じた場合には、甲の本店所在地を管轄する裁判所のみを管轄裁判所とする。

第 3 章　オークション参加手続等

(出品・落札結果の判断)
第 4 条
1 オークション等取引は、コンピューターシステムで処理され、甲は、当該コンピューターシステムに基づいてオークション等取引の結果を判断するものとし、会員は、このシステムにより甲が判断したオークション等取引の結果に従うものとする。
2 コンピューター及び設備等の事故(コンピューターウィルス・バグ等を含む。)により甲においてハナテン AA の運営ができなくなった時は、会員は、甲の裁定に従うものとする。

第 4 章　出品手続等

(出品の権利及び条件)
第 1 条
1 会員は、以下の各号に定める条件を充たした車両に限り、ハナテン AA において車両を出品することができる。
①本章第 3 条の出品制限車両に該当しないこと
②譲渡書類が完備されていること
③甲の検査員による検査を受けていること
④燃料漏れ、オイル漏れ等の危険の無いこと
⑤出品店が、簡単に車外へ持ち出すことが可能な附属品(取扱説明書、保証書、キーレス、ナビロム及びリモコン等)を出品申込書(以下「出品票」という。)に記載した場合で、出品店で保管し、落札後は出品店においてそれらの附属品を速やかにハナテン AA に提出する車両として出品を希望する場合には、出品店が自己の責任と費用において、それらの附属品を速やかにハナテン AA に提出できること
⑥出品店が、車両の部品(タイヤ、ホイール及びマフラー等)を出品票に記載した場合で、後日当

該部品を引渡す車両として出品を希望する場合には、出品店が自己の責任と費用において、落札店に対し、速やかにそれらの部品を直送することができること
⑦出品車両内に本章第4条第1項に定める必要事項を記載した出品票が備え付けられていること
⑧制限のない所有権移転が可能であること
⑨検査付車両である場合には、自動車損害賠償責任保険に加入していること
⑩検査付車両の場合は、ナンバープレートが車両に封印されていること(軽自動車を除く。)
2 前項の定めにかかわらず、甲は、ハナテン AA の運営を円滑に行う必要がある場合、前項に定める条件を充たす車両であっても、その出品を制限することができる。

(出品店の義務)
第2条
出品店は、以下の各号に定める義務を厳守しなければならない。
①出品車両の検査を行い、その使用、品質、不具合、検品及び車両の現状について正確に把握すること
②出品票に前号の検査結果に基づき、その車名、年式、形状、グレード及び装備等本章第4条第1項に定める事項を正確に記載し、虚偽の文言及び誤解を招く文言を記載しないこと
③自動車検査証の有効期限が切れている車両を出品する場合には、出品に際し、抹消登録をして出品すること
④出品車両にガス欠が生じないようにすること(なお、ガス欠が生じた場合、甲は、出品店に対して、1千円を徴収することができる。)
⑤自動車損害賠償責任保険の使用の本拠が沖縄県や離島である等の理由により、保険料に差額が生じる場合は、差額を出品店で負担すること
⑥オークション開催日の翌々月末までに検査期間が満了する車両として落札された車両につき、落札店が落札当日の全セリ終了時から1時間以内に抹消登録を希望した場合、出品店は、当該車両の抹消登録をしなければならないこと

(出品制限車両)
第3条
1 本章第1条第1項①の出品制限車両とは、次のいずれか一つに該当する車両を指す。
①盗難車両、差押え車両、抵当権付き車両、解体車両及び車体番号が打刻されている箇所に切開跡、修正跡のある等車体番号の改ざんが窺われる車両
②車体番号の確認出来ない車両
③未登録の国産車両及び外車(但し、外車の予備検査付き車両で翌月末まで期限のあるものは出品できる。)
④検査付出品車両で、検査満了日の翌日までの自動車損害賠償責任保険証明書の添付がされていない車両
⑤事故後未修理の車両または事故後修理されていても甲において事故により車両機能が低下したと認める車両、エンジン不動車及びミッション不動車等(以下これらを総称して「現状車」という。)。但し、甲が下記の各号に該当すると認めた車両は除く。なお、現状車の出品が認められる場合には、検査規定に定める評価点は「現」とする。
イ 外装の損傷のみに問題があり、かつ、その程度が軽微であると認めた車両
ロ 牽引するに支障の無い車両
ハ その他出品可能と認めた現状車

⑥名義人死亡、名義人破産、法人解散後清算を結了している場合等、第三者の協力を得なければ完全な名義変更を行うことが難しい車両
⑦事業用ナンバー(緑ナンバー・黒ナンバー)車両。但し、既に事業用の抹消登録がされている場合は除く。
⑧その他、甲において出品を制限された車両

(出品票の記入方法)
第4条
1出品店は、以下の各号に定める事項を遵守の上、出品票を記載しなければならない。
①年式調には、自動車検査証の初年度登録年を記入する。普通車再登録(元来軽自動車であるにもかかわらず、軽自動車として登録することができない場合をいう。)を要する場合はその旨を記入する。
②ドア(枚数)、形状、ノッチバック、セダン、ワゴン及びバン等車体形状を記入する。
③グレード、正規のグレード並びにオプション等を含むパッケージ車両、記念車両及び限定車両である場合はその旨を記入する。
④車歴は、レンタアップ及び事業用ナンバー(緑ナンバー・黒ナンバー)は記入する(なお、リース車は自家用車扱いとする。)。
⑤特殊用途(キャンピング・放送宣伝車・教習車等)の場合は、その旨を出品店記入欄へ記入する。
⑥型式、排気量は自動車検査証の型式及び排気量を記入する。
⑦車検は、自動車検査証の有効期間の満了する月を記入する。有効期限の満了する日がセリ開催日の前日以前の場合は記入しない。
⑧走行は、オドメーター(積算計)の数字を記入する。(原則として車両のメーターの記載に基づくものとするが、10万単位の表示のない車両(軽自動車等)で、10万km以上走行している車両はその実走行距離を記入する。)走行距離が不明であるか改ざんされている車両の場合は、走行距離の前に甲所定のマーク(不明の場合は#・改ざんの場合は*)を記載する。また、メーターを交換した車両は、距離の前に所定のマーク($)を記入した上、出品百記入欄に交換実施日、交換時走行距離及び交換場所を記入する。走行距離の単位は、国産車及び外車の正規ディーラー車についてはkmで申告し、マイル表示のみの場合は、マイル申告とする。単位指定のないものは、甲においてkm申告とみなす。
⑨外装色は、通称の色を記入する。色替車の場合はその旨(従前一色であった車両をツートンカラーにした場合及びツートンカラーであった車両を一色にした場合も色替えに該当するが、フロント・リアバンパー、プロテクターモールの塗装については色替えとはみなさない。)を記入する。
⑩カラー№は、所定の物を記入する。
⑪車体番号は、自動車検査証の車体番号及びハイフン以下数字を記入する。
⑫年式とモデルが違う場合は、その旨を記入する。
⑬外車及び逆輸入車両の場合は、ディーラー車・並行車の区別及び左または右のハンドル位置を記入する。
⑭乗車定員は、自動車検査証の乗車定員を記入する。
⑮自動車検査証記載の乗車定員が新車登録時の乗車定員から変更されている場合はその旨を記入する。
⑯セールスポイント及び注意事項等の出品店記入は、誠意をもって正確かつ明確に記入し、虚偽の文言及び誤解を招く文言を記入しない。なお、記入事項で不具合が発生した場合クレーム対

象となる。
⑰会員番号、会員名、スタート価格及び希望価格を記入する。
⑱希望出品ブロックに〇印を記入する。
⑲名義変更に関する書類期限の制限がある場合は、所定の欄に明確に記入する。
⑳標準装備の部品が、欠品または不良であれば、その旨を記入する。
㉑レスオプションの場合は、レス対象の部品を記入する。
㉒軽自動車等で名義変更中等ナンバープレートが後日渡しの場合は、その旨を記入する。
㉓福祉車両は、その旨を記入する（ウェルキャブ、アンシャンテ等はその旨に該当とする。）。
㉔コーションプレートのない車両は、その旨を記入する。
㉕８ナンバー登録車は、登録内容（キャンピング・放送宣伝車等）を記入する。
㉖改造がなされている車両については、その旨を記入する。
㉗ホワイトボディ乗せ替え等の場合は、その旨を記入する。
㉘純正以外の部品名及び各種特別仕様である場合は、その旨を記入する（但し、仕様に関しては、メーカーが定める仕様であり、かつ、当該仕裁に係る部品が全てメーカー純正のもので、ある場合に限り、記入することができる。）。
㉙検査員記入欄には、記入しない。
2 保証書とは以下の各号の条件を充たすものでなければならない。
①新車ディーラーが発行しているものであること
②保証期間残存中であれば当該車両を取得した第三者へと保証が継承できるもの
③どの車両に対して発行されたものであるかが明らかであること
④保証書欄が欠落していないこと（但し、新車時に発行されている既に期限の切れた保証書については、当該車両の保証書であることが判明できれば、この限りではない。）
⑤保証書の有効期限が残存していること（但し、新車時に発行されている既に期限の切れた保証書については、当該車両の保証書であることが判明できれば、この限りではない。）
3 甲において出品票の代筆が行われた場合に出品票の必要事項の記載ミスや記入漏れにより出品店が何らかの損害を受けた場合であっても、出品店は、当該損害につき、甲及び第三者に損害賠償等の請求をすることはできない。

（出品内容の変更、訂正）
第 5 条
1 出品票の記載内容が実際の車両と異なっている場合、出品店は、速やかに甲へ訂正の申告をしなければならない。
2 前項の申告は、遅くとも、セリ開始の 2 時間前までに甲に対して行わなければならない。
3 本章本条第 1 項に定める申告を行った出品店は、セリ開始の 1 時間前までに、甲に対し、訂正の申告が反映されているか否かを確認しなければならない。当該会員がこの義務を怠った場合、それに基づいて当該会員及び他の会員に損害が生じたとしても、甲は責任を負わないものとする。
4 本章本条第 1 項の申告について「不明」「？」への訂正はできない。走行距離については、「不明」「改ざん」への訂正はできない。
5 セリ時において、出品票記載内容が実際の車両と異なっていた場合または、訂正が必要な場合であるにもかかわらず、出品店において正しい訂正内容が分からない場合には、出品店は速やかに出品を取り消ししなければならない。
6 出品店は、出品票記載内容が実際の車両と異なっていた場合には、第 10 章のクレームの規定

に従う。

(部品後日渡し車両の取扱い)
第6条
1 出品店は、出品の際、簡単に車外へ持ち出すことが可能な附属品(取扱説明書、保証書、キーレス、ナビロム及びリモコン等)を出品票に記載した場合は、出品店で保管し、落札後は速やかにハナテン AA に送付する。
2 出品店は、前項以外の車両の部品(タイヤ、ホイール及びマフラー等)についても、出品票に記載した場合は、落札後、速やかに落札店にこれらの部品を渡すものとして車両を出品することができる。
3 出品票に「ノーマル部品有り」等の記載がなされている場合は、前項のとおり扱う。
4 本章本条第1項、第2項、前項の場合、送料は全て出品店の負担とする。

(出品番号)
第7条
出品車両には、ハナテン AA において、出品番号を定めるものとし、出品店において、出品番号を選択及び希望することはできない(甲において別途定める「セリ順位及びコーナー案内」によるものとする。)。

(搬入手続)
第8条
1 出品店は、以下の各号に定める手順により、出品車両の搬入手続を行う。出品車両以外の車両の搬入は、甲の許可のない限り行えない。
①出品票をダッシュボードの上または助手席の上に置く。
②甲所定の搬入時間内に会場へ車両を搬入する。
③甲所定の出品車両置場に係員の指示に従って車両を整然と並べる。
2 出品店において、前項①の出品票を出品車両内に設置することができない場合には、事前に甲まで連絡の上、出品車両であると確認出来る所定の用紙を置くものとする。

(搬出手続)
第9条
1 出品店及び落札店は、以下の各号に定める手順により、車両の搬出手続を行う。出品車両及び落札車両以外の車両の搬出は、甲の許可のない限り行えない。
①車両の出品番号札と車両が一致することを確認する。
②出庫票に引取者名(出品店または落札店)を記入してから、出庫票と出品番号札を一緒にしてハナテン AA の会場係員に渡して、出庫の許可を得る。
③出庫の際、ハナテン AA の会場係員の指示があれば、ID カード及び免許証等の身分証明書を提示しなければならない。
2 甲において、出品店、落札店または第三者に対して、出品車両または落札車両の陸送を手配することはない。
3 車両搬出後に出品車両または落札車両において、当該車両が盗難された場合及び出品票に記載のない損傷が発見された場合、甲は、当該盗難や当該損傷につき、責任を負わない。

（再出品等の場合における変更の申請）
第 10 条
流札車両が再出品される場合または前回のハナテン AA での落札車両が落札店によって次回のハナテン AA に出品される場合で、コーナー変更や金額変更を希望する場合は、甲に対し、前回オークション開催日後初めて到来する土曜日の午後 5 時までに変更の申請を行う。

（オークション手数料）
第 11 条
2 出品手数料、落札手数料及び成約手数料については、事由の如何を問わず返還しないものとする。但し、キャンセルがなされた場合は、この限りではない。
3 前項但書の場合、キャンセルをした会員は甲に対し、本規定で、定められたキャンセル料及び違約金を支払わなければならない。
4 出品店は、甲に対して、1 万円の手数料を支払うことにより、抹消登録の手続の代行を委託することができる。

（流札車両の再出品）
第 12 条
1 出品した車両について落札されなかった場合は、出品店は当該オークション開催日後最初に到来する土曜日の午後 5 時までに出品車両を引き取る義務を負う。
2 出品店において前項の義務を果たさない場合、甲は当該車両につき再出品がなされたものとして取扱う。
3 前項の場合、出品店は、再度出品手数料を支払わなければならない。
4 本章本条第 2 項に基づき再出品となった場合、前回のハナテン AA においてなされた調整価格の設定は無効となる。出品店は、ハナテン AA 当日までに、再度、調整価格につき、甲に申告しなければならない。

（落札車両の再出品）
第 13 条
1 落札店において落札車両をオークション開催日後最初に到来する土曜日の午後 5 時までに引き取らない場合、甲は、当該車両につき前条に準じ再出品がなされたものとして処理する。但し、甲が運営する「ワンプライムシステム」において落札された場合はその限りではない。
2 前項本文により再出品として処理された場合、落札店は、甲に対し、出品手数料を支払わなければならない。

第 5 章　ハナテン AA 検査員による検査

（ハナテン AA 検査員による検査）
第 1 条
1 甲は、出品車両について、出品店が出品票に記載した申告内容に基づき出品車両を検査し、甲の定める評価基準により、出品車両を評価する。

2 前項の検査は、評価点の設定を目的としており、出品車両の品質を保証するものではない。
3 本章本条第1項に基づく検査は、甲の検査基準を満たし、認定を受けた者(以下「ハナテンAA検査員」という。)が行う。

(検査結果の責任)
第2条
1 前条第 1 項に基づく検査の内容に誤りがあった場合であっても、甲及びハナテン AA 検査員は、当該記載の誤りにより会員に生じた損害を賠償する責任を負わない。
2 前条第1項に基づく検査の内容に誤りがあった場合であっても、出品店は、前条第1項に基づいてハナテンAA検査員が検査を行ったことを理由として、自己の責任を免れることはできない。

(評価基準)
第3条
本章第1条第1項にいう評価基準は下記のとおりとする。
・評価点及び評価基準表

評価点	走行距離	内外装の程度	その他
S	1万kmまで	内外装ともに無傷、無加修のもの	初度登録12ヶ月以内
6	3万kmまで	内外装ともに無傷、無加修のもの	初度登録36ヶ月以内
5	5万kmまで	目立たない傷、凹みはあるものの、内外装ともほとんど加修の必要がないもの	
4.5	10万kmまで	目立たない傷、凹み、補修歴はあるものの、内外装ともほとんど加修の必要がないもの	
4	15万kmまで	傷、凹み、補修歴はあるものの、内外装とも大きな加修の必要がないもの	
3.5		傷、凹み、補修歴があり、内外装とも多少加修の必要があるもの	
3		傷、凹み、補修歴があり、内外装とも加修の必要があるもの。機関､機構等に不具合が大きいもの	
2		粗悪車、機関系に問題があるもの	
1		冠水車、消火器散布車、接合車	
RA		骨格部位の交換歴が無く、特定の骨格損傷による修復歴車に該当するが、その中でも軽微なもの	
R		修復歴車	
改		改造車、その他会場が判断したもの	
現		事故現状車、不動車、その他会場が判断したもの	

※その他会場判断による(日本オートオークション協議会基準に準ずる。)。

(品質基準)
第4条
1 前条の修復歴車とは、以下の各号に該当する車両とする。
①フレームが破損したものまたは交換・修正したものまたは交換・修正を要するもの
②フロントピラー、センターピラーが破損したものまたは交換・修正したものまたは交換・修正

を要するもの
③インナーフェンダーが破損したものまたは交換・修正したものまたは交換・修正を要するもの
④ルーフが破損したものまたは交換・修正したものまたは交換・修正を要するもの
⑤フロア、トランクフロアが破損したものまたは交換・修正したものまたは交換・修正を要するもの
⑥下廻りのフロアサイドメンバー、フロアクロスメンバー、フロア、トランクフロアの突き上げを原因として破損したものまたは交換・修正したものまたは交換・修正を要するもの
⑦その他甲の判断によるもの(日本オートオークション協議会基準を参考にする。)
2 前条の粗悪車とは、以下の各号に該当する車両とする。
①腐食のひどいもの
②トラック、ダンプ等のセットバックまたは荷台の粗悪なもの
③ライトバン等の荷台の腐食、凹等の状態の悪いもの
④内装の汚れ、破れ等がひどいもの
⑤タト装がひどく、外見上悪いもの
⑥機関、機構等、走行機能の劣悪なもの
⑦その他甲の判断によるもの(日本オートオークション協議会基準を参考にする。)
3 前条の改造車とは、以下の各号に該当する車両とする。
①エンジン内部の改造、規格外エンジン乗せ替え及びターボ等の部品を取り付けた車両
②ミッション乗せ替え(AT⇔MT)、ハイドロ装着、ボディーリフトアップ車
③その他甲の判断によるもの
4 前条の冠水車とは、以下の各号に該当する車両とする。
①ディーラーまたはメーカーにより、保証書または点検記録簿等で明確に記載されているもの
②その他甲の判断によるもの(日本オートオークション協議会基準を参考にする。)
5 前条の接合車とは、以下の各号に該当する車両とする。
①2 台以上の車両を接合して作られた車両
②その他甲の判断によるもの(日本オートオークション協議会基準を参考にする。)
6 走行不明車(日本オートオークション協議会基準を参考にする。)とは、走行車両が不明の車両、オドメーター(積算計)を交換した車両、表示不良で確実な走行距離が明確に表示されない車両、メーカー純正品以外のメーター等が取り付けられた車両、その他メーターからのみでは実走行距離が正確に判断できない車両とする。なお、(*)はメーター改ざん車を、(#)はメーター不明車を、($)は甲所定の書類を充足したメーター交換車を示すものとする。

(みなしメーター改ざん車)

第 5 条

甲は、出品車両について、当該車両のスピードメーターの取付状態から実走行距離が表示されていないと判断した場合は、当該車両を出品した会員の了解なしにメーター改ざん車とすることができる。但し、当該会員がメーター改ざん車ではないことを、証明した場合はこの限りではない。

(検査結果の尊重、維持)

第 6 条

1 甲の検査員が行った検査結果及び評価点は、甲の検査員以外において訂正、削除することができない。
2 甲は、前項の規定に反して出品票の記載事項を訂正、削除した会員に対し、第 8 章第 2 条第 1

項の処分を行う。

第6章　セリ手続等

(セリの運営)
第1条
1 セリはコンピューターシステムで甲独自の運営方法で行う。
2 会員は、ハナテン AA において応札する場合には、十分な下見を行ってから応札するものとし、各外部端末等から応札する場合も甲の行う下見サービス等を利用し車両の現状の確認を行った上で応札するものとする。

(セリの基本的な手続)
第2条
1 セリの進行は、甲が定めるコンダクターにより行う。
2 コンダクターは、原則として、出品店が出品票に記載しているスタート価格からセリを開始する。但し、コンダクターにおいて、スタート価格からセリを開始することでハナテン AA の円滑な運営に支障が出ると判断した場合には、コンダクターは、出品店の許可なくスタート価格を無条件に変更できる。

(コンダクターの権限)
第3条
1 コンダクターは、最高応札額と調整価格の差が1万5000円以内の場合に限り、最高応札額で出品車両が落札されたものとすることができる。
2 コンダクターは、最高応札額と希望価格の差が3万5000円以内の場合に限り、最高応札額で出品車両が落札されたものとすることができる。
3 出品店が調整価格と希望価格の双方を定めている場合には、本章本条前2項のうち、第1項の規定を優先して適用するものとする。
4 出品店が調整価格及び希望価格を申告する方法は、出品票に記入する方法、セリ開始2時間前までに甲に電話で申告する方法及び出品車両のセリ時に調整室のコンダクターへ申告する方法のいずれかとする。

(商談)
第4条
1 出品車両が落札されなかった場合に当該車両を購入したい会員(以下「商談希望会員」という。)がいる場合は、甲は、売買の仲介をするものとする(以下「商談」という。)。
2 前項の場合において、商談希望会員は、甲に対し、当該車両の最終応札価格に3万円を上乗せした価格(1万円未満の端数は切り捨て)以上の金額をつけて購入申し込みをしなければならない。但し、最終応札価格が10万円未満の場合については、最終応札価格に1万円を上乗せした価格以上の金額で購入申し込みができる。また、応札のない場合はスタート価格に3万円を

上乗せした価格以上の金額で購入申し込みができる。
4 本章本条第1項の申込が複数ある場合で、申込者の一人が最終応札者であり、かつ、最終応札者がセリ終了後5分以内に甲に対して本章本条第1項の申込みをした場合には、甲は、最終応札者を優先して商談する。その余の場合は、甲の判断によるものとし、会員は、この判断に従わなければならない。
5 本章本条第1項の申込後、30分以内に商談が成立しない場合、甲の判断により、商談を中止することができる。
7 第2項の規定に基づく商談希望会員による購入申し込みの効力は、出品店が当該申込みに対する初回の回答をするまでとする。
8 出品店が、前項に定める初回の回答において商談希望会員による購入申し込みを承諾しなかった場合、以降の交渉については、甲の商談のもとで行うものとする。この場合、商談希望会員は、出品店から、当初の本章本条第2項の額で購入希望での商談を打診されたとしても拒否をすることができる。
9 本章本条第1項の申込みは、全セリ終了後10分以内にしなければならない。
10 以下各号に該当する商談の申込みは、甲において、受付しないものとする。
②未セリ車両、または既にハナテンAA会場から搬出されている車両についての商談の申込み
③キャンセル車両についての商談の申込み
④出品店からの商談の申込み
⑤本章本条第2項に定める価格以下での商談申込み

(当日キャンセル)
第5条
1 出品店または落札店は、違約金を支払うことにより、相手方の同意なく、成約車両においてオークション等取引を一方的にキャンセルすることができる(以下「当日キャンセル」という。)。
2 前項の当日キャンセルを行おうとする場合、当日キャンセルを希望する出品店または落札店は、落札後2時間を経過する時間と当日の全セリ終了から1時間を経過する時間のうち早く到来する時間までの間に、甲に対し、当日キャンセルを希望する旨を申告しなければならない。
3 前項の場合、当日キャンセル希望者は、甲に対して7万円(但し、税抜落札金額が250万円以上の場合は、税抜落札金額の2%に2万円を加算した額)を支払う。甲は、上記金額を当日キャンセル希望者から交付を受けた後、5万円(但し、税抜落札金額が250万円以上の場合は、税抜落札金額の2%の額)を相手方である会員に支払う。
4 前条に定める商談が成立した車両については、本章本条第1項に定める当日キャンセルをすることはできない。

第7章　落札後の手続等

(成約後の出品店の義務等)
第5条
1 出品店は、出品車両成約後、翌週金曜日午後5時までに、ASを通じハナテンAAに対し、譲渡書類を交付しなければならない。甲は、出品店より譲渡書類の交付を受けた場合で、かつ、落札店より落札代金の支払いを受けた場合には、譲渡書類を落札店に交付するものとする。
2 出品店は、第4章第1条⑤の付属品をハナテンAAに速やかに送付しなければならない（送料は出品店の負担とする。）。

3 出品店は、第 4 章第 1 条⑥の車両の部品を落札店へ速やかに送付しなければならない（送料は出品店の負担とする。）。

（落札店の義務）
第 6 条
落札店は、出品車両を落札した場合は、本規定のその他の規定に定めるほか、以下の義務を負う。
①落札車両の譲渡書類がハナテン AA から落札店に到着した場合には、落札店は、直ちに、車体番号及び譲渡書類の内容等を確認するものとする。確認の結果疑義が生じた場合には、本規定に則り期限内に速やかに甲へ申告するものとする。
②落札車両が検査付車両である場合には、指定した期日までに名義変更、または抹消登録を確実に行うものとする。
③落札店は、名義変更完了前に落札車両を自ら走行使用し、または第三者に走行させ、出品店に駐車違反、スピード違反、その他車両放置など警察から旧名義人への呼び出し、問合せ等の負担が発生するような行為をしてはならない。落札店がこの義務に違反し出品店に対して負担が発生した場合には、落札店は、甲に対し、3 万円（ユーザーコーナー出品車両については 5 万円）及び甲が認めた実費を支払わなければならない。

第 8 章　処分

(処分の対象)
第 1 条
1 甲は、会員が次のいずれかに該当する場合、会員に対して、次条第 1 項に定める処分を行うことができる。
①他より差押え・仮差押え・仮処分の申し立てを受けたとき、または会社更正手続きの申し立て、破産もしくは民事再生、特別清算等の申し立てがあったとき
②手形小切手の不渡りを出したとき
③甲またはハナテン AA の社会的信用を損ねる行為があったと甲が認めたとき
④甲に対して訴訟を提起し、敗訴したとき
2 会員は、以下の各号に定める行為を行ってはならない。会員が以下の各号に定める行為を行った場合、甲は、会員に対して、次条第 1 項に定める処分を行うことができる。
①甲が認めた者以外を会場内に同伴する行為
②会場内での放歌高吟、暴言暴行等市場秩序を乱す行為及び品位を損なう行為
③事務局、調整室等への許可なき立ち入り
④セリ前の直接商談及びセリ後の直接商談
⑤名義貸し、ポスカード及び ID カードの貸与、オークション等取引に関する代行の行為
⑥出品車両につき出品店が自らセリに参加する行為、またはそれに類似する行為
⑦出品車両及び落札車両に関する情報を聞き出す目的で甲以外の者に連絡をとる行為
⑧ハナテン AA において市場内における相場価格の著しい操作であると判断される行為
⑨本規定に違反する行為

(処分の内容)
第 2 条
1 会員が前条に該当する行為を行った場合、甲は、会員に対し、以下の各号に定める処分を行うことができる。この場合、甲は、会員に対し、以下の処分のうち複数の処分を同時に行うこともできる。
①与信枠の引き下げ及び出品・落札条件の変更
②オークション情報等の配信停止
③甲が別途定める畠約金の支払い
④オークション等取引参加資格の停止
⑤除名処分
2 甲は、会員に対して、前項の処分止ともに、または処分に替えて始末書を徴求することができる。
3 除名処分の場合、甲は、除名された会員に対して、保証金を支払わなければならない。
4 会員は、甲の行った本章本条第 1 項の処分に対して、従わなければならない。
5 甲が除名処分をとったときは、会員は直ちにその資格を喪失する。
6 甲は、除名処分をとったときは、ハナテン AA の提携、関係する各会場、参加団体に対して、除名処分に関する情報を当該会員の承諾なしに提供することができる。

第 10 章　クレーム

(総則)
第 1 条
1 オークション等取引において、出品店と落札店との間で紛争が発生した際には、双方が、本章に基づき誠実に協力することにより解決にあたるものとする。
2 紛争の解決にあたっては、甲が仲介し、本章に定められた範囲により調停を図るものとする。
3 甲において、前項に基づく調停によっても紛争の解決が見込めないと判断した場合、甲が裁定を行う。
4 甲は、裁定として、値引き、部品供給、オークション等取引のキャンセルその他の決定を行うことができる。
5 出品店、落札店とも、前項に基づく甲の裁定に従うものとし、異議を申し立てない。

(クレーム受付の方法)
第 2 条
1 落札店は、クレームの申し立てをする場合は、甲に対し、クレームの申請を行わなければならない。
2 甲は、落札店の前項の申し立てを受けた場合には、出品店に連絡をし、クレームの内容を連絡する。
3 クレームの受付がクレーム受付期限までに間に合わなかった場合、甲は、落札店のクレームを受付せず、本章に基づく紛争の仲介、調停及び裁定を行わない。

(クレーム受付期限)
第 3 条
1 クレーム受付期限は、クレームが問題となっている車両(以下「クレーム車両」という。)が落札された日を決算日として 1 週間後の正午(翌週水曜日正午)までとする。
2 前項の規定にかかわらず、年式・グレード等が記載された譲渡書類の確認後でなければクレーム対象事項を覚知することができない場合には、当該譲渡書類を甲が発送した日から数えて、10 日後の午後 5 時をクレーム受付期限とする。後日到着した部品がないと確認が出来ないものの期限、欠品についても同期限とする。
3 保証書及び第 4 章第 1 条⑤の部品の未着に関するクレーム受付期限は、甲の譲渡書類発送日から数えて 10 日後の午後 5 時とする。
4 その他のクレーム受付期限は、甲において別途定める「クレーム期間一覧」のとおりとする。クレーム期間一覧に記載のないものについては、甲において別途判断するものとする。
5 クレーム受付期限の延長は、行わない。

(クレーム受付の同数)
第 4 条
クレームの受付は、甲が認めた場合を除き、落札車両 1 台につき 1 回のみとする。但し、1 度クレームを受け付けた場合であっても、新規のクレームの受付期間が、甲において別途定める「クレーム期間一覧」記載のクレーム期間に照らし、従前のクレームにおける受付期間より長い場合で、かつ新規のクレームにつき受付期限内であれば、クレームの受付を行う。

(クレーム受付後の処理)
第 5 条
1 クレームは部品供給、部品供給に相応する価格値引きをもって解決することを基本とするが、場合によっては、甲の判断によってキャンセルにより解決することもできる。
2 クレームの内容がメーカー保証にて対応出来る場合は、メーカー保証にて処理するものとする。但し、メーカー保証を受けることができる状態にするために点検整備費用等の費用を要する場合、出品店は当該費用を負担するものとする。

(事実の確認)
第 6 条
甲は、クレームの処理を公正・迅速に行うために事実の確認を、次のいずれかの方法で行うことができる。この場合、事実の確認に要した費用は、クレームが事実であった場合は、出品店の負担とし、事実でなかった場合は、落札店の負担とする。但し、見積もり等に掛かる費用は落札店の負担とするものとする。
①甲の検査員及び代理人による確認
②ハナテン AA に車両を引き取っての現車確認
③その他の方法による確認

(クレーム対象事項)
第 7 条
クレーム対象とできる事項は以下の各号の事由に限られる。但し、以下の各号に定める事由が部品において生じた場合には、当該部品が純正部品である場合に限りクレーム対象とする。

①骨格部位の損傷により評価点が著しく低下する車両
②事故修復歴の発覚した車両
③エンジン本体、ミッション本体及びデフ本体に不具合のある車両
④ループ交換及びフレーム交換等が判明した車両
⑤出品制限車両であることが判明した車両
⑥パワーウインドウ、パワーミラー、オーディオ、マフラ一、触媒、ショックアブソーバー(特殊サスペンション、特殊ショックアブソーバーは除く。)の不良。但し、登録3年未満で走行距離3万キロ未満の車両に限る。
⑦エアコン、ダイナモ、サンルーフ、パワーシート、セルモーター、電動カーテン、特殊サスペンション、ナビゲーション本体の不良が判明した車両。但し、登録5年未満で走行距離6万キロ未満の車両に限る。
⑧標準装備品の欠品、不良。但し、主要部品単体の価格が2万円以下の場合を除く。
⑨レスオプション車両で、レス部品が出品票に表示されていなかった場合
⑩出品票と現車との間の内外装(ガラス含む。)の顕著な相違。但し、全セリ終了後 1時間以内に、甲において当該顕著な相違を認識した場合に限る。
⑪外装における色違い。但し、甲において、出品票のカラーナンバーと実際の車両の外装色が異なると認識した場合に限る。
⑫メーカー出荷時の乗車定員と自動車検査証の乗車定員が異なる場合で、かつ出品票の乗車定員欄が未記入の場合
⑬出品票に記入している年式とモデルが違う場合
⑭自家用・リース車両以外の車両(レンタカー・事業用等の車両。出品票に未記入の場合は自家用とみなす。)で、出品票に車歴表示がされていない場合
⑮ドア(枚数)及び形状が出品票と異なる車両
⑯出品票に記載されていた装備品(純正でないものも含む。)に欠品、不具合が存在する車両
⑰自動車検査証の有効期限の相違。なお、この場合は、まず値引きで対応するものとし、値引き額は以下のとおりとする。但し、残車検期間が6ヶ月に満たない場合及び残車検期間が6ヶ月以上異なる場合には、本章第10条のキャンセルにより解決するものとする。
イ　軽自動車 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ヶ月3千円-
ロ　小型車、小型貨物車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ヶ月5千円-
ハ　普通車(3ナンバー)、貨物車・大型車・・・・・・・1ヶ月8千円-
⑱保証書の欠品。なお、この場合は、まず値引きで対応するものとし、値引き額は以下のとおりとする。
イ　保証期限内の車両
値引き幅は落札金額の3%を基準とし、甲において、3万円から10万円の間で解決額を決定する。甲においてキャンセルにより解決することもできる。
ロ　保証期限切れの車両
値引き幅は落札金額の3%を基準とし、甲において1万円から5万円の闘で解決額を決定する。落札金額20万円以上の場合は、甲においてキャンセノレにより解決することもできる。
ハ　取扱説明書がない場合
一律2千円(外車等、例外あり)
⑲ユーザーコーナー該当車両として出品されたにもかかわらずユーザーコーナー車両としての条件を満たしていなかった車両。なお、この場合、5万円の値引きを基準とする。その後キャン

セル対象とすることもできる。
⑳出品票のグレード欄・セールスポイント欄・注意事項欄に記載された事項につき現車と齟齬（欠品、不具合等）が存在する車両
㉑出品票に正しく記載すべき事項が記載されていない場合及び誤解を招くような不適切な記載が存在すると甲において判断した車両
㉒その他甲においてクレーム対象事項と定めた事項に該当する車両

（クレーム対象外）
第8条
以下の各号に定める場合は、クレームの対象としない。但し、甲がクレームの対象として認めた場合は、この限りではない。
①クレーム申し立て前または申し立て中に、第三者にクレームの対象となる車両を転売したとき（ハナテンAAその他のオークション会場での成約も含む。）はクレーム対象としない。
②クレーム申し立て前または申し立て中に、クレームの対象とする車両につき修理、改造または名義変更、抹消登録をしたときはクレーム対象としない。
③クレームを部品交換で解決できる場合で部品代の単体価格が2万円以下となる場合は、クレーム対象としない。但し、出品票の記載ミスが存在する場合は除く。
④落札金額が20万円以下の車両は、クレーム対象としない。但し、出品制限車両や出品票の記載ミスが存在する場合は除く。
⑤初年度登録年より10年以上経過した車両は、クレーム対象としない。但し、以下のいずれかの事由が存在する場合は除く。
　イ　落札価格50万円以上で落札された車両で、かつ、エンジン本体・ミッション本体に不具合が存在する場合、事故歴につき出品票と異なる事実があった場合、溶接パネルの交換、骨格部位の損傷に関しての評価点が著しく低い評価を受けることとなった場合のいずれかの場合
　ロ　出品制限車両である場合
　ハ　出品票に記載ミスが存在する場合
　ニ　甲が認めた場合
⑥外車は、クレーム対象としない。但し、以下のいずれかの事由が相生する場合は除く。
　イ　エンジン本体・ミッション本体・デフ本体のいずれかに不具合が存在する場合、溶接パネル（リアフエンダー、コアサポート、ステップ等）の交換歴がある場合及び事故修復歴がある場合
　ロ　出品制限車両である場合
　ハ　甲においてクレーム対象にすることが相当であると判断した場合
　ニ　出品票に記載ミスが存在する場合
　ホ　甲が認めた場合
⑦純正品以外の部品の不具合は、クレーム対象としない。但し、出品票に記入した装備品（社外品含む。）の不具合や欠品はクレームの対象とする。
⑧外装（ガラス含む。）の傷、ヘコミ、損傷はクレーム対象としない。
⑨出品車両に付随されて落札されたもの（ジェットスキー、ボート、単車等）の欠品及び不具合はクレーム対象としない。
⑩落札後、日本国外に輸出（日本の貨物等を外国に向けて送り出すこと）された車両は、クレーム対象としない。

⑪標準部品以外の、TV、オーディオ、エアサスキット等は、クレーム対象としない。但し、出品票に記入した装備品(メーカー純正品以外のものも含む。)の不具合や欠品はクレームの対象とする。
⑫事故現状車及び冠水車両は、クレーム対象としない。但し、出品票の記入事項の記載ミス等、出品票と現車において相違が存在する場合は除く。
⑬走行距離が 10 万キロ以上の車両は、クレーム対象としない。但し、以下のいずれかの事由が存在する場合は除く。
イ　事故の有無、溶接パネルの交換、骨格部位に関しての評価点が著しく低く評価された車両
ロ　落札金額 50 万円以上で、エンジン本体またはミッション本体に関する不具合を対象とするもの
ハ　出品制限車両である場合
ニ　出品票の記載ミスが存在する場合
ホ　甲が認めた場合
⑭第 6 章第 4 条の商談成立車両に関する不具合等は、クレーム対象としない。但し、以下のいずれかの事由が存在する場合は除く。
イ　エンジン本体・ミッション本体・デフ本体のいずれかに関する不具合、事故の有無、溶接パネルの交換、骨格部位に関しての評価点が著しく低く評価された車両
ロ　出品制限車両である場合
ハ　出品票の記載ミスが存在する場合
ニ　甲が認めた場合
⑮クレーン、ダンプ等の機能の不具合は、クレーム対象としない。但し、出品票に記入した装備品(メーカー純正品以外のものも含む。)の不具合、欠品はクレームの対象とする。

(虚偽のクレーム申告)
第 9 条
会員において、故意に虚偽のクレームを申告した場合には、甲は、当該会員からの今後のクレームを受け付けないことができる。この場合、甲は、会員に対し、第 8 章第 2 条第 1 項に定める処分を行うことができる。

(調停・裁定によらないキャンセル)
第 10 条
第 6 章第 5 条の当日キャンセルの場合のほか、以下の各号の場合で、かつ、甲においてクレームが受け付けられた場合には、落札店は、調停・裁定によらずとも、落札をキャンセルすることができる。
①消火器散布車両については、事由の如何を問わず、落札日から数えて 1 か月後の正午までにクレームの受付がされた場合には、キャンセルすることができる。但し、この場合、出品店は、甲に対し、違約金 4 万円及び陸送費を支払うものとし、甲は、落札店に対して 2 万円及び陸送費を支払う。落札店において、落札以降に修理・改造等を行った場合は、当該費用は落札店の負担とする。
②オドメーター(積算計)に不具合が生じる車両については、落札日から数えて 1 週間後の正午まで(翌水曜日の正午まで)にクレームの受付がされた場合には、キャンセルすることができる。この場合、出品店は、甲に対し、キャンセル手数料及び陸送費を支払うものとし、甲は、落札店に対して、出品店から支払われた陸送費を支払うものとする。

③検査付車両として出品されているにもかかわらず、車両にナンバープレートまたは封印が存在しない場合で、かつ、落札店から全セリ終了後1時間以内に申告があった場合には、キャンセルすることができる。ただし、当該車両が会場から搬出された後についてはキャンセルすることができない。

④ユーザーコーナー出品の条件を充たさずにユーザーコーナー該当事両として出品された車両については、落札日から数えて1週間後の正午まで(翌水曜日の正午まで)にクレームの受付がされた場合には、キャンセルすることができる。この場合、出品店は、甲に対し、違約金として7万円及び陸送費を支払う。甲は、出品店より7万円及び陸送費の支払を受けた後、落札店に対して5万円及び陸送費を支払う。

⑤年式、車歴について出品票と異なる車両については、当該譲渡書類を甲が発送した日から数えて10日後の午後5時までにクレーム受付がされた場合には、キャンセルすることができる。この場合において、落札店がすでに転売をしている場合であっても、当該転売に係る費用及び利益等を甲または出品店に請求することはできない。

⑥出品店が落札日から数えて30日以上経過しても、甲に対して譲渡書類を交付しない場合、キャンセルすることができる。この場合、出品店は、甲に対し、違約金10万円、キャンセル手数料、陸送費及び落札屈に店おける損害額（但し、転売利益は含まない。)を支払わなければならない。甲は、出品店より上記の金額を受け取った場合には、落札店に対し、10万円、陸送費及び落札店における損害額(但し、転売利益は含まない。)を支払う。

⑦出品店が、譲渡書類の全部または一部について、オークション等取引の開催日から30日(4週後の金曜日)を超えても甲に交付しない場合、キャンセルすることができる。この場合、出品店は、甲に対し、10万円に出品手数料、成約手数料及び実費を加算した金員を支払わなければならない。甲は、10万円と実費及び落札手数料を加算した金員を落札店へ支払うものとする。名義変更中等の理由によりプレート後日渡しとなっている場合で、かつ、プレートの到着が出品店の発送忘れ等出品店の責めに帰すべき事由により遅れた場合も同様とする。

第11章　名義変更等

(書類の完備)

第1条

1 出品店は、譲渡書類については、オークション開催日の翌月末迄有効であるものを揃えなければならない。但し、出品リストに書類の有効期限を記入しているものについては、上記の限りではない。その場合、オークション開催日の翌日を起算日として21日以上の有効期間があるものでなければならない。

2 オークション開催月の翌月末までに車検有効期限の満了日が到来する検査付車両として出品し、当該車両が落札された場合は、出品店は、継続検査用納税証明書をハンテンAAに交付しなければならない。

3 オークション開催日の同年度末に車検の有効期限の満了日が到来する車両で前項に該当しない車両の出品店は、甲の請求がある場合には、継続検査用納税証明書をハナテン*AA*に交付するものとする。その場合、出品店は、甲が請求を行った日から数えて10日以内に、当該書面をハナテンAAへ送付する。仮に、甲の請求にも関わらず、上記書面が10日以内に到着しない場

合は、出品店は、甲に対し、違約金として1万円を支払うものとする。この場合、甲は、出品店より上記違約金を受け取った後、落札店に対し、同額を支払うものとする。なお、落札店からの継続検査用納税証明書の請求は、車検有効期限満了日の前月以降に受け付けるものとする。

4 出品店は、ハナテン AA に対し、検査のない車両の譲渡書類については、抹消謄本(登録事項等通知書等)を提出しなければならない。

5 甲は、法人名義の自動車損害賠償責任保険の譲渡証を必要に応じて出品店に請求することができる。その場合、出品店は速やかに手配して、ハナテン AA まで送付しなければならない。

6 他府県登録のみ有効とする旨の委任状は、受け入れしない。

(書類受付時間について)

第2条

1 出品店が前条の書類をハナテン AA に交付できる時間は、営業日の午前9時から午後5時までの間とする。但し、セリ開催日については、全セリ終了時間が午後5時を越える場合は、全てのセリ終了後1時間までとする。

2 甲が、午後5時以降に前条の譲渡書類の交付を受けた場合、翌営業日に受領した扱いとする。

(抵当権設定車等の場合において)

第3条

落札後に抵当権設定車であることまたは当該車両について差し押え等の事実が判明した場合で、落札店がキャンセルを希望しない場合には、出品店は、出品店の責任でもって優先的に抵当権または差押え解除の処理を行わなければならない。

(書類遅延に関する違約金)

第4条

1 出品届は、ハナテン AA に対し交付すべき譲渡書類の全部または一部について期限を過ぎても交付しない場合(ナンバープレートの外し忘れにより抹消登録がされていない譲渡書類や有効期限が短いため差し替えを要する等、書類に不備があり追完されない場合も含む。)、甲に対し、以下の違約金を支払う。各号の定める日数の起算日は当該車両が成約したオークション開催日とする。

①9日目までに譲渡書類がハナテン AA に交付された場合　0円

②10日目以降12日目までに譲渡書類がハナテン AA に交付された場合　1万円

③13日目以降29日目までに譲渡書類がハナテン AA に交付された場合
　1万円に13日以後1日2千円を加算した額(土曜日、日曜日、祭日も加算の対象とする。)

④30日円以降に譲渡書類がハナテン AA に交付された場合　10万円

2 名義変更中等の理由によりプレート後日渡しとなっている場合で、かつ、プレートの到着が出品店の発送忘れ等出品店の責めに帰すべき事由により遅れた場合は、前項の書類遅延違約金に準ずる。但し、前項の各号の日数の起算日は甲から出品店への連絡日とする。

3 甲は、前2項の当該金員について支払があった場合、落札店に対し同額を支払うものとする。

(差替えの際の違約金)

第5条

1 譲渡書類の有効期限が切れた場合または落札店が書き損じしたことにより、出品店において譲渡書類の差替えを行う場合は、落札店は、甲に対し、以下の区分に従い違約金を支払わなけれ

ばならない。

①ユーザーコーナー以外の区分で出品された車両については　3 万円

但し、ユーザー名義車両で実費が 3 万円以上かかる場合は甲が相当と認めた実費とする。

②ユーザーコーナー区分で出品された車両の場合

5 万円に甲が認めた実費を加算した金額

2 書類紛失・盗難による再発行に関して、落札店は、甲に対し、速やかに 10 万円の違約金及び実費を支払わなければならない。

3 甲は、前 2 項の当該金員について支払があった場合、出品店に対し同額を支払うものとする。

(プレート手数料)

第 6 条

検査有効期限のない車両にもかかわらず、落札車両にプレートがついたまま落札店に届いた場合で、かつ、落札店が抹消登録を希望する場合には、出品店は、甲に対し、プレート返還手数料として 5 千円を支払う。

(名義変更届出)

第 7 条

1 落札店は、落札車両の名義変更につき、落札月の翌月末迄に完了した上、名義変更後直ちに名変コピーを AS を通じハナテン AA に送付しなければならない。

2 落札店は、出品店の希望により翌月末日より早期に名義変更期限が設定された車両(以下「期限付出品車両」という。)を落札した場合に、出品店の申告期限内に名義変更が完了していなければ、本章第 9 条に定める名義変更遅延違約金を支払わなければならない。

4 落札店は、郵送、または FAX の方法によって名変コピーを AS を通じハナテン AA に届出するものとする。

5 落札店は、郵送、または FAX にて名変コピーを送付する場合は、甲指定の名変コピー送り状を添えて送付するか、または開催日、開催回次、出品番号を名変コピーに記入して送付しなければならない。なお、FAX にて名変コピーを送付する場合は、落札店は、AS に対し、到着の有無を電話にて幅忍しなければならない。

6 本章本条第 4 項以外の方法による届出のみがなされた場合、甲は、落札店から、名変コピーの届出がなかったものとして扱う。

7 落札店から名変コピーの届出がない場合、甲は、落札店に対しオークション開催日の翌月 20 日頃に「名変お伺い書」、翌々月 3 日頃に「名変督促状」を FAX または、郵送にて送付することができる。

(閲覧手数料)

第 8 条

1 名義変更期限の翌月の 5 日を過ぎても、名変コピーがハナテン AA に届かない場合、甲にて現在登録証明書を取得することができる。

2 前項の場合、落札店は、甲に対し、手数料 3 千円を支払わなければならない。また、軽自動車の場合は名義変更保証金相当額の違約金を支払わなければならない。

(名変遅延違約金)

第 9 条

1 落札車両の名義変更が本章に定める期限より遅れた場合には、落札店は、甲に対し、遅延違約金としてユーザーコーナーにて出品された車両の場合は3万円を、それ以外のコーナーにて出品された車両の場合は2万円を支払わなければならない。但し、遅延の原因及び期間に応じ、甲の判断により遅延違約金の額を個別に変更することができる。
2 軽自動車において名変コピーが入手できないと甲が判断した場合には、落札店は、前項の遅延違約金に加え、さらに1万円を甲に支払わなければならない。
3 3月末日までに名義変更すべき落札車両の名義変更がされなかった場合、前2項に加え、落札店は、1万円を甲に支払わなければならない。
4 甲は、本条第1項及び第3項の違約金について支払があった場合、出品店に対し同額を支払うものとする。

（各種違約金の清算）
第10条
1 落札店は、本規定を熟読の上、各種違約金の金額に違いがあることを理解した上で、ハナテンAAに参加しなければならない。
2 落札店が前月に落札した車両を翌月に名義変更期限を設けて出品する場合で最終落札店が名義変更を遅延した場合等、同一車両について、落札店が落札車両の出品届として受領する第9条の違約金と落札店が出品店へ支払わなければならない違約金に差額が発生する場合は、甲が、違約金の差額を落札店に支払うことはない。

（再精算）
第11条
移転登録した日の同年度内に抹消登録をした場合、落札店がハナテンAAに対し、抹消登録日の翌月5日までに再清算を希望する旨を記載した抹消登録後の自動車検査証のコピーをASを通じハナテンAAに送付し、申告があれば自動車税の計算につき再精算する。但し抹消登録の登録日の翌月5日までに申告されない場合はこの限りではない。

（自動車税未納違約金等）
第12条
1 同府県内において自動車検査証の名義変更が完了し、出品店への自動車税返金後に自動車税の未納が判明して落札店で継続検査を受けることができなくなった場合、出品店は、甲に対し、自動車税未納違約金として1万円を支払わなければならない。この場合、甲は、出品店より上記違約金を受け取った後、落札店に対し、同額を支払うものとする。
2 落札店で軽自動車税の税止め処理を怠り、翌年度に使用者に税請求があった場合には、落札店は、甲に対し、違約金として1万円を支払わなければならない。甲は、落札店より上記違約金を受け取った場合は、出品店に対し、同額を支払うものとする。
3 継続検査時に自動車税の未納、滞納があった場合、落札店は、甲の承諾をとった上、未納分を代理して納付することができる。落札店において未納分を代理納付した場合には、出品店は、代理納付額を支払、その他甲の指示に従うものとする。出品店が甲の指示に従わない場合には、甲は、出品店に対し、第8章第2条第1項に定める処分を行うことができる。

（交通違反等による車検拒否について）
第13条

1 落札車両について当該オークション等取引での落札前に発生した交通違反等により、落札店において車検の取得ができない場合、出品店は、落札店からその申告があった日から7日以内に瑕疵を治癒しなければならない。

2 出品店が前項の期限を遅延したとき、出品店は甲に対して、遅延違約金として1万円を支払うものとし、それ以降7日遅延するごとに1万円を追加して支払うものとする。

3 甲は、前項の違約金について支払があった場合、落札店に同額を支払うものとする。

4 出品店が本章本条第1項の申告のあった日から1ヶ月以内に瑕疵を治癒できない場合は、落札店は、落札車両につきキャンセルすることができる。

H25.10.1現在